

『防衛法研究』投稿・執筆要領

I 投稿にあたって

- 1 投稿原稿は、完成原稿とし、著者校正は原則として1回とする。
- 2 内容目次は不要。
- 3 論文には、必ず欧文タイトルをつける。
- 4 原稿は、論文の場合200字詰原稿用紙80枚(16,000字)以内、書評・研究ノートは40枚(8,000字)以内とする。
- 5 提出原稿には、住所、氏名(ふりがなを付す)、所属・地位、電話番号および200字詰原稿用紙換算枚数(データによる執筆の場合)を記した紙片を同封する。
- 6 原稿は締切期日までに、下記宛先まで郵送するか、又は電子メールに添付して送付する。
〔論文送付先〕〒239-8686 神奈川県横須賀市走水1-10-20
防衛大学校 人文社会科学群公共政策学科
山中倫太郎研究室 気付 防衛法学会事務局 (jsdl-admin@sakura.ne.jp)
TEL: 046-841-3810 (内線3154)
- 7 投稿論文の採否は、本会査読委員会による審査の上、決定する。
- 8 原稿締切は、毎年5月末日とする(9月初旬刊行)。
- 9 本誌に掲載された論文の著作権は、学術著作権協会と防衛法学会との間で締結される複写権等の委託契約に関わる限りで、防衛法学会に帰属する。

II 执筆にあたって

- 1 原稿は、データ原稿が望ましい。A4判用紙に横書きとし、原稿には頁数をつける。また、原稿に加え、これを保存した記憶媒体を添付する。手書原稿の場合には、200字詰原稿用紙に横書きとする。
- 2 書評については、著者名、書名、出版社、刊行年、総頁数を記す。なお、和書に関しては価格、外国文献に関しては出版地名と書名の仮訳を併せて記すこと。
- 3 本文に初出する人名は、原則としてフルネームで記し、非漢字使用圏における人名は(ミドルネームを除き)カタカナ表記した後、括弧内でアルファベット表記を付す。(例:ガブリエル・A・アーモンド(Gabriel A. Almond);サミュエル・P・ハンチントン(Samuel P. Huntington)、国名、地名等もこれに準ずる。
- 4 図表等は、制限枚数中におさめ、最小限とする。
- 5 数字は、原則としてアラビア数字を使用し、外国の度量衡に関しては、カタカナ表記とする。ただし、図表では、記号を用いる。
- 6 論文中の見出しあは、I、II、III…、1、2、3…、(1)、(2)、(3)…、①、②、③…の順で表記する。

III 注の付し方について

1 日本語文献の場合

- ① 注は全て、本文の末尾に一括して掲げる形式をとる。引用文献については、著者・編者名、書名(論文名)、出版社名(雑誌名)、出版年(巻・号数、発行年月)、該当頁の順に正確に記す。なお、著書名には二重カギ括弧(「」)、論文名にはカギ括弧(「」)を付す。単行本所収の論文の場合には、著者名・書名を記す。
- ② 同一文献の引用が続く場合には、「同上」とする。
- ③ 既出論文を再引用する場合には、とくに混乱のおそれがない場合には、原則として、前掲書、

前掲論文と記す。混乱のおそれのある場合には、著書名の後に、適当に略した書名・論文名を記す。

- ④ 翻訳の場合は、訳者名を記す。
- ⑤ 新聞名には二重カギ括弧を付し、日付を明記する。
- ⑥ 未刊資料・学位論文などは、その所在を明らかにする。
- ⑦ 一つの注の中で複数の日本語文献を引用する場合には、原則として、文献の間を句点(。)で区切る。
- 2 外国語文献の場合

 - ① 手書原稿の場合でも、欧文箇所についてはタイプ打ちとし、行間を十分に空ける。
 - ② 注における記載順は、著者・編者名、書名(論文名)、出版社(雑誌名)、出版年(巻・号数、発行年月)、該当頁とする。
 - ③ 欧文文献の書名・雑誌名は、イタリック体にする(原稿の当該部分にその旨指定する)。
 - ④ ibid.(同書)や op. cit.(前掲書)の類いもイタリック体とする。p. や pp. は、小文字で記す(ドイツ語、フランス語文献の場合はこの限りでない)。
 - ⑤ 既出の場合には、原則として著者名の後に op. cit. を付す。同一著者の文献を複数引用し、混乱のおそれのある場合には、日本語文献の例③に準ずる。
 - ⑥ 単行本所収の論文を引用する場合には、論文名の後に編者・書名等を記す。
 - ⑦ 一つの注の中で複数の外国文献を挙げる場合には、文献名の間をセミコロン(;)で区切る。

<凡例>

- ① 伸添要一「スイス」大平善悟・田上穰治監修『世界の国防制度』(第一法規、1982年)、166頁。
- ② 山田康夫「有事法制」安田寛監修『平和・安全保障と法』(内外出版、1996年)、194頁。
- ③ 三木秀雄「タイ王国」防衛法学会編『新訂 世界の国防制度』(第一法規、1991年)、270頁。
- ④ 安田寛『防衛法概論』(オリエント書房、1979年)、36頁。
- ⑤ 安田、同上、45～46頁。
- ⑥ 松浦一夫「わが国の防衛法制度における立憲主義の欠落?」比較憲法学会編『比較憲法学研究』第8号(1996年10月)、145～146頁。
- ⑦ 高井晋『国連PKOと平和協力法』(真正書籍、1995年)、113頁。吉原恒雄「国際平和協力法的研究の目的的意義」防衛法学会編『防衛法研究』第15号(1991年、10月)、5頁。
- ⑧ 松浦、前掲論文、88頁。
- ⑨ 高井、前掲書、120頁。
- ⑩ 宮脇幸生『アメリカ合衆国大統領の戦争権限』(教育社、1980年)135～136頁。浜谷英博『米国戦争権限法の研究』(成文堂、1990年)、112頁以下。
- ⑪ 斎邊正行「災害緊急管理法制確立への提言—阪神淡路大震災から得た教訓—」防衛法学会編『防衛法研究』第19号(1995年10月)、15頁。
- ⑫ 富井幸雄「わが国の公法の文民統制に関する議論―省察」防衛学会編『新防衛論集』(第24卷第1号、1996年6月)、90～91頁。
- ⑬ Osamu Nishi, *The Constitution and the National Defense Law System in Japan*, Seibundo, 1987, p.123.
- ⑭ ibid. pp.126-129.
- ⑮ Samuel P. Huntington, *The Soldier and The State : The Theory and Politics of Civil-Military Relations*, 1957, 6 print., 1979, pp.1-3. S.P.ハンチントン著／市川良一訳『軍人と国家(上)』(原書房、1978年)4～6頁。
- ⑯ Klaus Stern, *Das Staatsrecht der Bundesrepublik Deutschland*. Bd.II, 1980, S. 54 ff.; Ernst Forsthoff, *Lehrbuch des Verwaltungsrechts*, Bd. I, 10. Aufl., 1973, S. 63.
- ⑰ Huntington, op. cit., pp.7-16. 訳書(上)8～17頁。